

市・都民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げについて

- 民法の成人年齢引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日時点で18歳以上の方は、市・都民税の課税・非課税判定※における未成年者にはあたらないこととなりました。

※未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税となります。未成年にあたらない方は、合計所得金額が45万円を超える場合は課税となります。扶養親族がいる場合にはその人数に応じて、課税となる合計所得金額が変更されます。



未成年の対象年齢

| | 改正後 | 改正前 |
|----|----------|----------|
| 要件 | 18歳未満 ※1 | 20歳未満 ※2 |

※1 令和5年度の場合、平成17年（2005年）1月3日以降生まれの方

※2 令和4年度の場合、平成14年（2002年）1月3日以降生まれの方